

○神戸市中央卸売市場業務条例

令和 2 年 4 月 1 日

条例第 1 号

神戸市中央卸売市場業務条例（昭和46年年12月条例第42号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 9 条—第21条）

第 2 節 仲卸業者（第22条—第29条）

第 3 節 売買参加者（第30条・第31条）

第 4 節 関連事業者（第32条—第36条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第37条—第51条）

第 4 章 市場施設の使用（第52条—第57条）

第 5 章 監督（第58条—第61条）

第 6 章 神戸市中央卸売市場業務運営協議会（第62条）

第 7 章 雑則（第63条—第71条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、神戸市中央卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定め、生鮮食料品等（法第 2 条第 1 項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって住民の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「卸売業者」とは、法第 2 条第 4 項に規定する卸売業者であって、第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた者をいう。

2 この条例において「仲卸業者」とは、法第 2 条第 5 項に規定する仲卸業者であって、第22条第 1 項の規定による許可を受けた者をいう。

3 この条例において「取引参加者」とは、卸売業者、仲卸業者その他市場において卸売業者又は仲卸業者と売買取引（当該卸売業者又は当該仲卸業者が許可を受けた業務に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に係るものに限る。）を行う者をいう。

（卸売業者及び仲卸業者の役割）

第3条 卸売業者は、生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、その卸売の業務に係る許可を受けた市場において卸売をすることを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない。

2 仲卸業者は、その仲卸しの業務に係る許可を受けた市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を、当該市場内の店舗において販売することを基本的な役割とし、市場の活性化に努めなければならない。

（開設者の責務）

第4条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

（設置）

第5条 本市に市場を設置する。

2 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
神戸市中央卸売市場	
本場	神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号
東部市場	神戸市東灘区深江浜町1番地の1
西部市場	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号

（取扱品目及びその属する部類）

第6条 市場の取扱品目及びその属する部類は、次のとおりとする。

本場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びに市長の定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の定めるその他の食料

品

東部市場

青果部 野菜、果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びに市長の定めるその他の食料品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに市長の定めるその他の食料品

花き部 花き

西部市場

食肉部 肉類（鳥肉を除く。以下同じ。）及びその加工品

- 2 前項に定める取扱品目の属する部類に疑義があるときは、市長がこれを定める。

（開場の期日）

第7条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

（1） 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに
1月2日から同月4日まで及び12月31日

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、生産、出荷及び消費の事情並びに購買慣習等を勘案した上、休日に開場し、又は休日以外の日に休業日を定めることができる。

（開場の時間等）

第8条 市場における開場の時間は、本場及び東部市場にあつては、終日開場するものとし、西部市場にあつては、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業務の許可）

第9条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業

務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第6条に定める市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 第1項の許可を受けて卸売の業務をおうとする市場及び取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第16条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第16条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験を有しない者であるとき。

(5) 申請者の純資産額(資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいう。以下同じ。)が当該申請に係る取扱品目の部類につき次条第1項

の規定により定められた純資産基準額（当該申請者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類に係る純資産基準額を合算した額）を下っているとき。

(6) 卸売の業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認められないとき。

（令7条例24・一部改正）

（純資産額が不足する場合の措置）

第10条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、規則で定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認める時は、遅滞なく、当該処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、当該処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該申出があった場合でこれを相当と認めることができないときは、当該期間の経過後遅滞なく、前条第1項の許可を取り消さなければならない。

（卸売業者の保証金の預託）

第11条 卸売業者は、第9条第1項の卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

（卸売業者の保証金の額）

第12条 前条第1項の保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内において規則で定

める額とする。

本場及び東部市場

青果部 300万円以上1,600万円以下

水産物部 200万円以上2,400万円以下

花き部 120万円以上1,200万円以下

西部市場

食肉部 200万円以上1,200万円以下

- 2 前項の保証金は、国債証券、地方債証券その他規則で定める有価証券をもってこれに充てることができる。この場合において、当該有価証券の価格は、市長が定める。

（卸売業者の保証金の追加預託）

第13条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間（次項において「指定期間」という。）内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後、その預託を完了するまでは、卸売の業務を行なうことができない。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の預託について準用する。

（卸売業者の保証金の充当）

第14条 本市は、市場につき卸売業者から収受する使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）その他の納付金に関し、当該卸売業者の預託した保証金から弁済を受けることができる。

（卸売業者の保証金の返還）

第15条 保証金は、卸売業者が第9条第1項の許可に係る卸売の業務を遂行する地位を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

（卸売業務の許可の取消し）

第16条 市長は、卸売業者が第9条第5項第3号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第9条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその許可に係る卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その許可に係る卸売の業務を休止したとき。

(3) 正当な理由がないのにその許可に係る卸売の業務を遂行しないとき。

3 市長は、卸売業者の卸売の業務の事業計画が第9条第5項第6号に該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すことができる。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第17条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第9条第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第9条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人の申請」と読み替えるものとする。

(卸売業者に係る届出事項)

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第9条第1項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

- (2) 第9条第1項の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするとき。
- (3) 第9条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

2 卸売業者が解散したときは、清算人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業年度)

第19条 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月まで又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。

(卸売業者の事業報告書の提出)

第20条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）に定める様式により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（貸借対照表及び損益計算書が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(せり人の届出)

第21条 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人（せり売又は入札を行うことを職務とする卸売業者の役員又は使用人をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 届け出た卸売業者の名称
- (2) せり人の氏名

2 卸売業者は、前項の規定により届出をしたせり人について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該せり人が、当該市場においてせり人の職務に従事しなくなったとき。

(2) 当該せり人の氏名に変更があったとき。

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可)

第22条 仲卸しの業務（市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第6条に定める市場及び取扱品目の部類ごとに行う。ただし、西部市場の食肉部には、仲卸業者を置かないものとする。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び商号並びに住所

(2) 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 第1項の許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする市場及び取扱品目の部類

4 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

5 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第25条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

エ 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者

オ 当該市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人

(2) 申請者が法人である場合、その業務を執行する役員のうちに前号ア、イ、ウ又はオのいずれかに該当する者がいるとき。

(3) 仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき、又はその遂行が確実と認め

られないとき。

(令 7 条例 24・一部改正)

(仲卸業者の保証金の預託)

第23条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(仲卸業者の保証金の額)

第24条 前条第1項の保証金の額は、5万円以上30万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第12条第2項、第13条、第14条及び第15条の規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の許可の取消し)

第25条 市長は、仲卸業者が第22条第5項第1号(ウを除く。)及び第2号のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第22条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその許可に係る仲卸しの業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その許可に係る仲卸しの業務を休止したとき。

(3) 正当な理由がないのにその許可に係る仲卸しの業務を遂行しないとき。

3 市長は、仲卸業者の仲卸しの業務の事業計画が第22条第5項第3号に該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すことができる。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第26条 仲卸業者が事業(仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第22条第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第22条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは、「譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継する法人の申請」と読み替えるものとする。

（仲卸業務の承継）

第27条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該仲卸業者の仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日から同項の認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第22条第1項の許可は、当該相続人に対してしたものとみなす。

4 第22条第5項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第22条第5項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第27条第1項の認可を受けようとする者の申請」と読み替えるものとする。

5 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

（仲卸業者に係る届出事項）

第28条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第22条第1項の許可に係る仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第22条第1項の許可に係る仲卸しの業務を廃止しようとするとき。
- (3) 第22条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

2 仲卸業者が、死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第29条 仲卸業者は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して3月を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日
- (2) 個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第30条 卸売業者は、当該卸売業者が行う卸売に参加する者について、売買参加者（仲卸業者以外の者で、市場において卸売業者が行うせり売又は入札による卸売に参加できる者をいう。以下同じ。）とする場合は、次に掲げる事項を、市長に届け出なければならない。

- (1) 届け出た卸売業者の名称
- (2) 売買参加者の氏名又は名称及び商号並びに住所

第31条 卸売業者は、前条の届出を行った売買参加者について、売買参加者としていないこととしたとき又は届出事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

第32条 市場において関連事業（市場の機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請

しなければならない。

3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 第34条又は第61条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 法人である場合、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する者があるとき。

(令7条例24・一部改正)

(関連事業者の保証金)

第33条 関連事業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ当該許可に係る業務を開始してはならない。

3 第1項の保証金の額は、使用料月額の6倍の範囲内において規則で定める。

4 第12条第2項、第13条、第14条及び第15条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(関連事業の許可の取消し)

第34条 市長は、関連事業者が第32条第3項(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第32条第1項の許可の通知を受けた日から起算し

て1月以内に第32条第1項の許可に係る業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第32条第1項の許可に係る業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する指示)

第35条 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、関連事業者に対してその業務又は取扱物品の販売について必要な指示をすることができる。

(関連事業者に係る届出事項)

第36条 第28条第1項(第4号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、関連事業者が行う届出について準用する。

2 関連事業者は、第32条第3項(第3号及び第4号を除く。)のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 関連事業者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより販売高(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を市長に届け出なければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第37条 取引参加者は、市場における売買取引を、公正かつ効率的に行わなければならない。

(売買取引の方法)

第38条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によらなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第39条 卸売業者は、卸売の業務に関し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人(卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。)に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが次の各号で定める正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

(2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該市場において過去に全

て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合

(3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合

(4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合

(5) 販売の委託の申込みが次条（第7号を除く。）の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合

(6) 販売の委託の申込みが当該市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合

(7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（卸売業者による売買取引条件の公表）

第40条 卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料（卸売のための販売の委託の引受けについて卸売業者が委託者から収受する手数料をいう。以下同じ。）その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売にかかる販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金

以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（７） 卸売業者が第43条の規定により定めた受託契約約款

（卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告）

第41条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（食肉部卸売業者の特例）

第42条 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し枝肉又は部分肉として卸売をするものの委託をうけることができる。

（受託契約約款）

第43条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、委託物品の引渡し、受領その他規則で定める事項を記載した受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。当該受託契約約款の内容を変更したときも、同様とする。

（仲卸業者の仕入高等の報告）

第44条 仲卸業者は、第22条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、当該市場の卸売業者から買い受けた毎月の仕入高（仕入れに係る物品の単価（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下同じ。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該物品の総数を乗じた額をいう。）を、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 仲卸業者は、その仲卸の業務に係る許可を受けた市場内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて又は販売の委託を引き受けて販売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（せり売又は入札の方法による卸売の相手方）

第45条 卸売業者は、市場におけるせり売又は入札の方法による卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。

（売買取引の差止め等）

第46条 市長は、せり売又は入札の場合において、不正又は不当な行為がなされ、又は不当な卸売価格（物品の単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が形成されていると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

2 市長は、取引参加者に、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めるときは、売買を差し止めることができる。

（1） 売買について、不正又は不当な行為があったとき。

（2） 買受代金（取引参加者が売買取引を行う際に買い受けた物品の単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をいう。以下同じ。）の支払を怠ったとき。

（卸売業者による売買取引の結果等の報告）

第47条 卸売業者は、毎開場日、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ規則で定める時までに市長に報告しなければならない。

（1） その日（午前0時から翌日の午前0時までの期間を言う。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量

（2） その日の品目ごとの卸売の数量及び卸売価格

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

（1） 前項第1号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて報告すること。

（2） 前項第2号に掲げる事項のうち主要な品目にあつては、卸売価格を高値（最も高い価格を言う。以下同じ。）に、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、もっとも卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

（3） 前号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア セり売又は入札の方法による卸売

イ 相対による取引の方法による卸売

3 卸売業者は、前月中に卸売をした物品について、産地別の数量、卸売金額（卸売価格に係る金額をいう。以下同じ。）並びに当該卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第48条 卸売業者は、毎開場日、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、インターネットの利用、卸売場の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

（1） その日の主要な品目の卸売予定数量

（2） その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

（3） その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第40条第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

（1） 前項第1号に掲げる事項にあっては、主要な産地と併せて公表すること。

（2） 前項第2号に掲げる事項にあっては、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

（3） 前項第1号及び第2号に掲げる事項にあっては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売

イ 相対による取引の方法による卸売

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第49条 市長は、市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、インターネットの利用、市場の掲示場への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

（1） その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、主要な産地並びに前開場日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売

イ 相対による取引の方法による卸売

(売買仕切書及び売買仕切金)

第50条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、第43条に規定する受託契約約款で定める期日（委託者との特約があるときはその特約の期日）までに、委託者に次に掲げる事項を記載した売買仕切書を送付するとともに、第3号に規定する売買仕切金を支払わなければならない。

(1) 当該卸売をした物品（食肉部の卸売業者にあつては、第42条の規定により委託を受けた場合における原皮、内臓等を含む。）に係る次に掲げる事項（当該委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金（卸売をした物品に係る代金をいう。以下同じ。）の変更をした物品については、ウ及びオに掲げる事項）

ア 品目

イ 等級

ウ 単価

エ 数量

オ 単価に数量を乗じて得た金額及び当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額

(2) 委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(3) 卸売代金から前号に掲げる事項の金額を減じた額（以下「売買仕切金」という。）

2 前項の売買仕切金を支払うに当たっては、第43条に規定する受託契約約款に定める支払方法（委託者との特約があるときはその特約の支払方法）によらなければならない。

（取引参加者の買受代金の決済の方法）

第51条 取引参加者は、売買取引の相手方と契約、協定その他これらに準ずるものにより定めた支払期日及び支払方法により売買取引に係る買受代金を支払わなければならない。

第4章 市場施設の使用

（施設の使用条件の指定等）

第52条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が市場内において使用する市場の用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者は、許可と同時に本市に保証金を預託しなければならない。ただし、その者が国又は地方公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の保証金の額は、使用料月額 of 6 倍の範囲内において規則で定める。

5 第12条第2項、第13条、第14条及び第15条の規定は、前項の保証金について準用する。

（使用料等）

第53条 前条第1項及び第2項の規定により市場施設の使用条件の指定又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表の範囲内において規則で定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者の電話、電気、ガス、水道その他これらに準ずるものに係る費用は、各使用者の負担とする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（用途変更、転貸及び原状変更の禁止）

第54条 使用者は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部又は一部を転貸し、又は他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者は、市長の承認を受けた場合を除き、市場施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、造作を加え、若しくは模様替を行い、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

3 市長は、前項の規定に違反した使用者に対し、工作物等の除却を命じ、又は市場施設の原状回復を命ずることができる。

（補修命令等）

第55条 使用者は、市場施設の使用について、善良な管理者の注意をはらわなければならない。

2 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

（指定等の取消しその他の規制）

第56条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設に係る第52条第1項の指定又は同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

（1）卸売業者が、第10条第4項又は第16条の規定により許可の取消しを受けたとき。

（2）仲卸業者が、第25条の規定により許可の取消しを受けたとき。

（3）関連事業者が、第34条の規定により許可の取消しを受けたとき。

（4）使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（5）市場施設について、業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があると認めるとき。

（返還）

第57条 市場施設に係る第52条第1項の指定又は同条第2項の許可の取消しその他の理由により市場施設を返還するときは、使用者、相続人又は清算人は、すみやかに自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただ

し、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第5章 監督

（指導及び助言）

第58条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、この条例及びこの条例に基づく規則に定める事項の遵守に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（報告及び検査）

第59条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせその業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善措置命令）

第60条 市長は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときであって、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、仲卸業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときであって、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 市長は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認

めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 5 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第61条 市長は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合は、これらの者に対し、次の各号に掲げる処分をすることができる。

(1) 卸売業者に対しては、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第9条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(2) 仲卸業者に対しては、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料に処し、第22条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) 関連事業者に対しては、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第32条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の停止を命ずること。

- 2 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内の期間を定めて市場の卸売業者からせり売り又は入札による卸売を受けることの停止又は市場への入場の停止を命ずることができる。

- 3 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、これらの者の代表者、代理人又は使用人がこれらの者の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項の規定（過料に係る部分を除く。）

を適用する。

第 6 章 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

(協議会)

第62条 次の各号に掲げる事項について調査審議させるため、市長の附属機関として神戸市中央卸売市場業務運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) 市場の運営に関し必要な事項

(2) 市場における売買取引に関し必要な事項

2 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 雑則

(卸売の業務の代行)

第63条 市長は、卸売業者が、許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部若しくは一部を行なうことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせるものとする。

2 市長は、前項の業務を行なわせる卸売業者がいなく、又は他の卸売業者に行なわせることが不適当と認めるときは、自らその業務を行なうものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について受託する卸売業者がいなく、又は不明な場合について準用する。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第64条 市長は、他の法令で定める場合を除き、災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

(無許可営業の禁止)

第65条 市場内においては、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が、それぞれの許可を受けた業務を行う場合を除くほか、物品の販売その他の営業行為をして

はならない。ただし、市長が必要と認めた者については、この限りでない。

（衛生上有害な物品等の売買禁止）

第66条 市長は、衛生上有害な物品又は客観的事実等に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）が市場に搬入されないよう努めるものとする。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

（市場秩序の保持等）

第67条 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

2 市長は、市場秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、搬出入物品及び場内運搬について適当な措置又は制限を行なうことができる。

（環境の保持）

第68条 使用者及び市場へ入場する者は、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市長は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の禁止その他適当な措置をとることができる。

（処分による補償責任）

第69条 市場に関する法令、この条例又はこの条例に基づく規則により、市長がした処分によって使用者が損失を受けることがあっても、本市は、その補償の責を負わない。

（許可等の制限又は条件）

第70条 この条例の規定による、許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

（施行細目の委任）

第71条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市中央卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要となる許可、認可、承認、指定及び届出並びにこれらに関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても新条例の例によりすることができる。

(卸売の業務の許可に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けて市場において卸売の業務（旧法第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。）を行っている者は、この条例の施行時において、新条例第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市中央卸売市場業務条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項に規定する本場の加工水産物部として卸売の業務を行っている者は、この条例の施行時において、本場の水産物部として新条例第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

5 市長は、新条例第9条第1項の許可の申請があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が旧法第49条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるときは、新条例第9条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

(せり人の届出に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定による登録を受けているせり人については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、新条例第21条第1項の規定による届出があったものとみなす。

（仲卸しの業務の許可に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項の規定による許可を受けて市場において仲卸しの業務（旧条例第16条第1項に規定する仲卸しの業務をいう。）を行っている者は、この条例の施行時において、新条例第22条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

8 市長は、新条例第22条第1項の許可の申請があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が旧条例第20条又は旧条例第67条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるときは、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

（売買参加者の届出に関する経過措置）

9 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の規定による承認を受けている売買参加者については、当該承認の有効期間が満了するまでの間は、当該承認を受けた市場及び取扱品目の部類の卸売業者から新条例第30条の規定による届出があったものとみなす。

（関連事業の許可に関する経過措置）

10 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項の規定による許可を受けて市場において関連事業（旧条例第28条第1項に規定する関連事業をいう。）を行っている者は、この条例の施行時において、新条例第32条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

11 市長は、新条例第32条第1項の許可の申請（市場の利用者に便益を提供する業務にかかるものを除く。）があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が旧条例第30条又は第67条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるときは、新条例第32条第3項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

（市場施設の使用に関する経過措置）

12 この条例の施行の際現に旧条例第59条第1項の規定による指定を受けて卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が市場内において使用する市場の用地、建物そ

の他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、この条例の施行時において、新条例第52条第1項の規定による指定を受けたものとみなす。

- 13 この条例の施行の際現に旧条例第59条第2項の規定による許可を受けて市場施設を使用する者は、この条例の施行時において、新条例第52条第2項の規定による許可を受けたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

- 14 市長は、新条例第9条第1項、第22条第1項若しくは第32条第1項の許可の申請があった場合において、申請者が施行日前に旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの（以下「違反者」という。）であるとき（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち違反者があるものであるときを含む。）は、新条例第9条第4項、第22条第4項及び第32条第3項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。
- 15 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日条例第36号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に旧刑法（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）をいう。以下同じ。）第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮が含まれるときは、当該

懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（施行の細目）

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。

別表（第53条関係）

種別	使用料
卸売業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
仲卸業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 仲卸業者が、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて又は販売の委託を引き受けて販売した生鮮食料品等の売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。）に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
関連事業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 関連事業者（市長が定めるものに限る。）が市場施設を使用することにより得た売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。）に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額

卸売業者売場使用料	1 平方メートル 1 月につき	850円
卸売業者低温売場使用料	1 平方メートル 1 月につき	1,188円
仲卸業者売場使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,110円
関連事業所使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,136円
事務所使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,136円
会議室使用料	1 室 1 日につき	7,476円
倉庫使用料	1 平方メートル 1 月につき	1,583円
発酵室使用料	1 平方メートル 1 月につき	1,282円
屋上屋外使用料	1 平方メートル 1 月につき	287円
農水産物加工場使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,256円
買荷保管所兼積込所使用料	1 平方メートル 1 月につき	706円
特設駐車場使用料	1 平方メートル 1 月につき	792円
通過貨物揚卸場使用料	1 トンにつき	648円
冷蔵庫棟使用料	1 月につき	895万6,095円
冷蔵庫使用料	1 平方メートル 1 月につき	3,738円
超低温冷蔵庫使用料	1 平方メートル 1 月につき	7,316円
井水設備使用料	1 月につき	11万786円
保冷库使用料	1 平方メートル 1 月につき	1,715円
部分肉加工処理室使用料	1 平方メートル 1 月につき	2,243円

備考 市場施設を本来の用途以外の用途に使用する場合については、その本来の用途に使用する場合の使用料を適用することができる。